

○北海道後期高齢者医療広域連合議会事務局規程

制 定 平成19年8月7日議会規程第1号

最近改正 平成23年2月3日議会規程第1号

(事務局)

第1条 事務局長（以下「局長」という。）は広域連合事務局次長の職にある者を、書記は総務班に属する職員をもって充てる。

2 事務局に、事務局次長（以下「次長」という。）を置く。

3 次長は、総務班長である書記をもって充てる。

(職務)

第2条 局長は、議長の命を受けて議会に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、上司の命を受けて議会に関する事務を掌理する。

(専決)

第3条 局長及び次長の事務専決については、北海道後期高齢者医療広域連合事務専決規程（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合訓令第2号）の例による。この場合において、局長は広域連合事務局長及び広域連合事務局次長の専決事項を、次長は班長の専決事項を、それぞれ専決するものとする。

2 局長は、前項の規定により専決する事項のほか、議長が特に指定した事項について、専決できるものとする。

(起案及び決裁)

第4条 文書の收受、処理、編さん及び保存に関しては、北海道後期高齢者医療広域連合文書事務取扱規程（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合訓令第3号）の例による。

2 前項の場合において、収発件名簿に記載する発送文書に付する記号は、「北後広議」とする。

(告示の方法)

第5条 議会の告示は、広域連合の掲示場に掲示して行う。

(公印)

第6条 公印の名称、書体、形状、寸法、個数、様式及び保管責任者は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成19年8月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	様式	保管責任者
北海道後期高齢者 医療広域連合議会 之印	てん書	正方形	25×25	1個	 <p>北海道後期 高齢者医療 広域連合 議会之印</p>	議会事務局長
北海道後期高齢者 医療広域連合議会 議長之印	てん書	正方形	25×25	1個	 <p>北海道後期 高齢者医療 広域連合議会 議長之印</p>	議会事務局長
北海道後期高齢者 医療広域連合議会 副議長之印	てん書	正方形	25×25	1個	 <p>北海道後期 高齢者医療 広域連合議会 副議長之印</p>	議会事務局長
北海道後期高齢者 医療広域連合議会 事務局長之印	てん書	正方形	25×25	1個	 <p>北海道後期 高齢者医療 広域連合議会 事務局長之印</p>	議会事務局長